

平成30年4月20日

高知河川国道事務所

四国で4団体目となる「海岸協力団体」への 指定証交付式を行います

地域に根ざした民間団体が海岸管理のパートナーとして
清掃活動などを展開していきます

○高知河川国道事務所では、海岸協力団体制度(※)に基づいた公募を昨年12月から今年1月にかけて行いました。今回の公募で申請があり、海岸協力団体に指定された団体への指定証交付式を行います。

○海岸協力団体指定証交付式 開催日時等
日時：平成30年 4月24日（火）14時～
場所：高知河川国道事務所 4F

○海岸協力団体指定証を交付する団体について

【団体の名称】高知県マリン協会

【活動内容と区間】海岸の清掃等

高知海岸(新居工区)約1.7km区間

(高知県土佐市新居地先～高知県土佐市新居字池ノ浦地先)

(※)海岸協力団体制度は、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体を海岸協力団体に指定することにより支援し、海岸管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図ることを目的として、平成27年6月に創設された制度です。制度の概要については「別紙」をご覧ください。

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取組に該当します。

お問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所
TEL：088-833-0111（代）
副 所 長：岡林 福好（内線 204）
○工 務 課 長：大谷 正彦（内線 311）
○：主たる問い合わせ先

海岸協力団体

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体制度が創設されました。海岸協力団体制度は、海岸法第23条の3に基づき、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を海岸協力団体として指定することにより、団体の活動を支援する制度です。海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護

希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体という法律上位置付けられた団体として指定されることで、社会的信用が向上し、円滑な活動の推進が期待される。
- 海岸協力団体がその活動実施にあたり、占用許可等、海岸管理者の許可が必要な場合に、海岸管理者との協議で足りることとなり、手続きが簡素化される。
- 国や海岸管理者から、活動実施にあたり必要な情報提供や助言等を受けることができる。

指定されるには？

公募を行い、指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査し、海岸協力団体を指定します。

海岸管理者が公募 (都道府県等)

申請

指定

法人または団体 (NPO等)
自発的活動

海岸協力団体の業務は？ (海岸法の抜粋)

海岸法第23条の4 (海岸協力団体の業務)

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

活動支援の例

- ・各区間で活動している他の団体の活動状況等、活動の参考となる情報の提供を行います。
- ・国や海岸管理者と意見交換等を行う事により、活動に関するアドバイス等を受けられます。
- ・国土交通省のwebページにおいて、団体の指定状況や活動状況を紹介します。
- ・海岸愛護月間、海岸シンポジウム等様々な機会において活動状況等をご紹介します。